

第 2 4 号議案

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

加東市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 8 年加東市条例第 9 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
(補償基礎額) 第 5 条 〔略〕 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 〔略〕	(補償基礎額) 第 5 条 〔略〕 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 〔略〕

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6) 〔略〕 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1	(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 700円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6) 〔略〕 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1
---	---

日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、１６７円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第５条関係）

補償基礎額表

（単位：円）

階級	勤務年数		
	１０年未満	１０年以上２０年未満	２０年以上
団長及び副団長	<u>１２，５００円</u>	<u>１３，３５０円</u>	<u>１４，２００円</u>
分団長及び副分団長	<u>１０，８００円</u>	<u>１１，６５０円</u>	<u>１２，５００円</u>
部長、班長及び団員	<u>９，１００円</u>	<u>９，９５０円</u>	<u>１０，８００円</u>

備考　〔略〕

日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、１６７円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第５条関係）

補償基礎額表

（単位：円）

階級	勤務年数		
	１０年未満	１０年以上２０年未満	２０年以上
団長及び副団長	<u>１２，９００円</u>	<u>１３，７００円</u>	<u>１４，５００円</u>
分団長及び副分団長	<u>１１，３００円</u>	<u>１２，１００円</u>	<u>１２，９００円</u>
部長、班長及び団員	<u>９，７００円</u>	<u>１０，５００円</u>	<u>１１，３００円</u>

備考　〔略〕

備考　表中の〔 〕の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加東市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた加東市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

第 2 4 号議案 要旨

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 消防作業従事者等の補償基礎額を改めること。（第 5 条関係）
- (2) 扶養に係る補償基礎額の加算額を改めること。（第 5 条関係）
- (3) 非常勤消防団員等の補償基礎額を改めること。（別表関係）

3 市民への影響

現時点において遺族補償年金を 1 人に対して支給している。

4 市財政への影響

補償基礎額及び加算額の改正により遺族補償年金の支給額が 9 3, 2 0 0 円増額する。
なお、財源については消防団員等公務災害補償等共済基金から同額を歳入とするため、市財政への影響はない。

5 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日